



75歳以上の方へ

後期高齢者医療保険

令和3年8月から保険証が切り替わります

今お持ちの保険証は8月1日からは使用できません

新しい保険証について

- 有効期限は令和4年7月31日です。
- 新しい保険証を7月下旬までに郵送します。
- 8月からは新しい保険証を医療機関等の窓口へ提示してください。
- 色(ピンク)の変更はありません。

保険料軽減制度の改正について

① 均等割額の軽減割合について、割合が変更になります。

令和2年度 7.75割軽減	→	令和3年度 7割軽減
------------------	---	---------------



② 均等割額の軽減措置判定基準所得が改正されます。

軽減割合	世帯(被保険者および世帯主)の総所得金額等
7割軽減	「43万円+(給与所得者等 [※] の数-1)×10万円」以下の世帯
5割軽減	「43万円+(給与所得者等 [※] の数-1)×10万円+28.5万円×世帯に属する被保険者数」以下の世帯
2割軽減	「43万円+(給与所得者等 [※] の数-1)×10万円+52万円×世帯に属する被保険者数」以下の世帯

※給与所得者等とは
 ・一定の給与所得者(給与収入55万円超)
 ・公的年金等に係る所得を有するもの
 (公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超 または、65歳以上で110万円超)

③ 職場の健康保険などの被扶養者だった方の軽減措置について

後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険(健康保険組合や共済組合等)の被扶養者だった方は、被保険者になった月から2年間は、保険料の均等割額が5割軽減されます。(所得割額は課せられません。)

※ただし、低所得者について、上記①②の軽減対象となる方は、そちらの均等割軽減措置が適用になります。

【お問い合わせ】 福祉保険課 後期高齢者医療係 ☎098-911-9163
 沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎098-963-8012

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の皆様 はり・きゅう・あん摩マッサージ指圧施術利用券を発行しています。

対象者 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている方で、末しょう神経疾患または運動器疾患により医師の診療を受けたことがある方。ただし、現在、当該疾患により療養費給付を受けている場合は、利用できません。

助成内容 1回施術につき800円の助成(利用券)で、一人あたり年間6回(令和4年3月31日まで利用可能)
 ※ただし、国民健康保険加入者について資格喪失後は、利用できません。

申請方法 国民健康保険証または、後期高齢者医療被保険者証(ピンク)と印鑑(スタンプ印不可)を持って、福祉保険課 窓口までお越しください。利用券を交付します。

【お問い合わせ】 福祉保険課 国民健康保険係・後期高齢者医療係 ☎098-911-9163

令和3年度の国民健康保険税について

国保税の納税通知書は7月中旬ごろお届けします。



国民健康保険税は「みなさまの医療費」を支えるための大切な税です。期限内での納付をお願いします。

納税義務者は世帯主です

国保税(対象年齢は0歳以上~75歳未満)は**世帯主が法的に納税義務者となります**。世帯主が国保加入者でない場合も同様で、この場合は「擬制世帯主」と呼び、擬制世帯主の所得は国保税の算定には含まれませんが、減額措置の算定には含まれます。

令和3年度の国保税の計算方法

下記の項目A、B、Cのそれぞれの『所得割額』、『均等割額』、『平等割額』の合計が今年度の国保税額となります。

	A医療分 最高額：630,000円	B支援金分 最高額：190,000円	C介護分(40歳~64歳) 最高額：170,000円
所得割額	所得割算定基礎額 ^{※1} の7.85%	所得割算定基礎額 ^{※1} の2.85%	所得割算定基礎額 ^{※1} の2.30%
均等割額	国保加入者数×19,300円	国保加入者数×6,800円	40~64歳の加入者数×7,300円
平等割額	22,300円(世帯ごと)	8,500円(世帯ごと)	40~64歳の加入者がいる世帯 5,300円

※1『所得割算定基礎額』：給与所得・公的年金等の所得の合計所得金額から43万円を控除した額

低所得世帯に対する減額措置

国保税には、国保加入世帯の前年分の総所得金額等が一定金額以下の世帯に対して、均等割額と平等割額が減額されます。(申請不要)



ただし、世帯員の中に
 町県民税未申告者がいる場合は軽減されません。
 所得がない場合でも必ず申告しましょう!

軽減割合	該当世帯の合計所得
7割軽減	43万円+(給与所得者等の数 [※] -1)×10万円以下
5割軽減	43万円+(給与所得者等の数 [※] -1)×10万円+28.5万円×(国保加入者数)以下
2割軽減	43万円+(給与所得者等の数 [※] -1)×10万円+52万円×(国保加入者数)以下

※給与所得者等とは
 ・一定の給与所得者(給与収入55万円超)
 ・公的年金等に係る所得を有するもの(公的年金等の収入金額が、65歳未満で60万円超、または、65歳以上で110万円超)

国保税を納めたいけど納められない、そんな時にはまず相談!

納付が困難な場合は、分割納付や減免制度がありますので、早めにご相談ください。お仕事等で開庁時間内に来られない方でも、平日(月~金)午後7時まで徴収員が対応いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により国保税の納付が困難になったら・・・

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯については減免制度があります。詳しくは当初納付書に同封される案内または、町のHPでご確認ください。

国保税を滞納すると、保険証が交付されないだけでなく、延滞金の加算、財産(給与や預金、自動車等)を差し押さえることがあります。ご注意ください。



納付できないからといって放って置かないで、
 早めに窓口で相談してね!

【お問い合わせ】 福祉保険課 賦課徴収係 ☎098-911-9163

